



# 宮 崎 県 公 報

平成23年3月31日 (木曜日) 号外 第39号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

	頁
規 則	
○宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例 第2条第1号及び第2号に規定する法人を定め る規則の一部を改正する規則…………… (行政経営課) 1	

## 規 則

宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第2条第1号及び第2号に規定する法人を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県規則第14号

#### 宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第2条第1号及び第2号に規定する法人を定める規則の一部を改正する規則

宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第2条第1号及び第2号に規定する法人を定める規則 (平成22年宮崎県規則第19号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(県の行政運営と密接に関連を有する法人) 第1条 宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例 (平成22年宮崎県条例第25号。以下「条例」という。) 第2条第1号に規定する県の行政運営と密接に関連を有するものとして知事等が別に定めるものは、次に掲げる法人とする。 (1)～(25) [略]	(県の行政運営と密接に関連を有する法人) 第1条 宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例 (平成22年宮崎県条例第25号。以下「条例」という。) 第2条第1号に規定する県の行政運営と密接に関連を有するものとして知事等が別に定めるものは、次に掲げる法人とする。 (1)～(25) [略] (26) 一般財団法人宮崎県口蹄疫復興財団

### 附 則

この規則は公布の日から施行する。